

岐阜県家畜育成牧場（岐阜県東濃牧場及び岐阜県飛騨牧場）
管理運営業務評価員会議設置要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、岐阜県家畜育成牧場（岐阜県東濃牧場及び岐阜県飛騨牧場）管理運営業務評価員会議（以下「評価員会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（所掌事務）

第2条 評価員会議は次に掲げる事項について評価員から意見を聴取するものとする。また聴取した意見は県で取りまとめるものとする。

- 一 指定管理者による岐阜県家畜育成牧場の管理運営状況
- 二 その他前号に関連する事項

（組織）

第3条 評価員は5人以内とし、学識経験者等から文書により就任を依頼する。

（任期）

第4条 評価員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

委員は、再任することができる。

（会議）

第5条 評価員会議の会議は、県が招集する。

- 二 県又は評価員は必要と認めるときは、関係者に対し出席又は資料の提出を求めることができる。

（事務局）

第6条 評価員会議の事務局は、岐阜県農政部畜産振興課に置く。

附則

この要綱は、平成18年6月28日から施行する。

（平成25年4月1日一部改正）

（平成31年4月1日一部改正）